

国立大学法人東京農工大学放射線障害予防細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学放射線障害予防細則を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学放射線障害予防細則 平成16年4月7日 16 経教 細則第16号</p> <p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 1 省略 2 「放射線業務」とは、次の各号の一に該当する業務をいう。 一 エックス線装置(エックス線回折装置、蛍光エックス線分析装置等をいう。)の使用又は検査 二～四 省略 3～4 省略</p> <p>(管理及び使用責任者)</p> <p>第3条 1～5 省略 6 前2項の規定は、放射性物質装備機器及び電子顕微鏡についても同様に扱うものとする。 7 省略 (委員会)</p> <p>第4条 この細則及び予防規定により定められた事項の処理並びに各組織及び施設の連絡調整及びその他必要な事項については、国立大学法人東京農工大学環境・安全委員会細則第8条第1項第3号に規定する放射線安全小委員会(以下「小委員会」という。)で審議する。</p> <p>2～3 省略 第5条～第7条 省略 (教育及び訓練)</p> <p>第8条 1～2 省略</p> <p>(調査及び点検)</p> <p>第9条 1～4 省略 5 前各項の調査及び点検は、年1回以上定期的に行うものとし、必要がある場合は、臨時に行うものとする。これらの調査及び点検を実施した者は、記録を作成し、小委員会に報告するものとする。</p> <p>第10条 省略</p>	<p>第1条 省略(現行どおり) (定義)</p> <p>第2条 1 省略(現行どおり) 2 「放射線業務」とは、次の各号の一に該当する業務をいう。 一 エックス線装置(エックス線回折装置、蛍光エックス線分析装置等をいう。<u>電子顕微鏡を除く。</u>)の使用又は検査 二～四 省略(現行どおり) 3～4 省略(現行どおり)</p> <p>(管理及び使用責任者)</p> <p>第3条 1～5 省略(現行どおり) 6 前2項の規定は、放射性物質装備機器及び定格加速電圧1000キロボルト以上の電子顕微鏡についても同様に扱うものとする。 7 省略(現行どおり) (委員会)</p> <p>第4条 この細則及び予防規定により定められた事項の処理並びに各組織及び施設の連絡調整及びその他必要な事項については、国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則第8条第1項第1号に規定する放射線安全小委員会(以下「小委員会」という。)で審議する。</p> <p>2～3 省略(現行どおり) 第5条～第7条 省略(現行どおり) (教育及び訓練)</p> <p>第8条 1～2 省略(現行どおり) 3. <u>主任者は放射線業務従事登録を行わない者に対しても、放射線に関する基礎知識及び事故時の対処方法について、必要により教育を行う。</u></p> <p>(調査及び点検)</p> <p>第9条 1～4 省略(現行どおり) 5 前各項の調査及び点検は、年1回以上、<u>エックス線装置の外部放射線検査は半年に1回以上定期的に行うものとし、必要がある場合は、臨時に行うものとする。</u>これらの調査及び点検を実施した者は、記録を作成し、小委員会に報告するものとする。</p> <p>第10条 省略(現行どおり)</p>	

<p>(放射線の測定、記録及び保管)</p> <p>第11条 1～3 省略</p> <p>4 外部被ばくの測定は、1センチメートル線量当量について、胸部(女子は腹部)に測定器を装着させて行うものとする。ただし、人体の他の部分の被ばくが最大となる場合は、当該部位に装着させるものとする。</p> <p>5～8 省略</p> <p>第12条～第16条 省略</p> <p>附則 省略(現行どおり)</p>	<p>(放射線の測定、記録及び保管)</p> <p>第11条 1～3 省略(現行どおり)</p> <p>4 <u>管理区域に立ち入って放射線業務を行う者は、外部被ばくを測定することとし、1センチメートル線量当量について、胸部(女子は腹部)に測定器を装着させて行うものとする。ただし、人体の他の部分の被ばくが最大となる場合は、当該部位に装着させるものとする。</u></p> <p>5～8 省略(現行どおり)</p> <p>第12条～第16条 省略(現行どおり)</p> <p>附則 省略(現行どおり)</p>	
--	--	--

附 則(20細則第10号)
この細則は、平成20年7月7日から施行する。ただし、第4条にかかる改正については平成18年4月1日から適用する。